



# SuMi TRUST年金ニュース



(平成30年2月6日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連通知の発出 (企業年金制度と中小企業退職金共済制度の移行に係る事務取扱準則等)

平成30年2月5日、確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連通知が発出されました。

### I. 概要

発出された通知は、平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の改正に関して、施行日が平成30年5月1日とされている改正事項に係るもので、企業年金制度（DC又はDB）と中小企業退職金共済（中退共）との間での資産の移換を行う際（※）の事務取扱準則等です。

（※） 法改正により、中退共を実施する事業所と企業年金制度を実施する事業所が合併等を行い、合併等をした後の1つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される2つの従業員グループが併存する場合に、当該中小企業において企業年金制度のみを実施することとした場合には、中退共から企業年金制度への資産の移換が可能とされ、又、当該中小企業において中退共のみを実施することとした場合には、企業年金制度から中退共への資産の移換が可能とされるものです。

#### <通知>

●企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則について(平成30年2月5日 年企発0205第1号)

[http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews\\_180206\\_2.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_180206_2.pdf)

●確定拠出年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の施行について(平成30年2月5日 雇均発0205第1号)

[http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews\\_180206\\_3.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_180206_3.pdf)

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の概要については、[平成28年5月24日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にて、関連する政省令等については、[平成29年11月27日付SuMi TRUST年金ニュース](#)、[平成29年12月22日付SuMi TRUST年金ニュース](#)、[平成30年1月12日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にて其々ご案内しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。 以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581